誰もが安心して暮らせる地域づくり

竹田市·竹田市社会福祉協議会

協定

竹田商工会議所、九州アルプス商工会



「竹田市孤立ゼロ推進協定」は、日常業務の中で地域の高齢者、 障がい者、子ども等に接することの多い民間事業者で、「竹田市 地域見守り隊」に登録した事業者が、高齢者等の異変を発見した 場合に、竹田市などに異変の情報を提供するものです。

この協定により、高齢者等を見守る体制を確保し、住み慣れた 竹田市で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

住民の異変に気づいたら



連絡・相談をお願いします!

高齢者福祉課(高齢者) 連絡先 竹田市役所

63 - 4809

社会福祉課(障がい者・子ども)63-4810

竹田市地域包括支援センター

64 - 0310

緊急性を要すると思われる(病気、けが、事故等)場合は



警察署110番・消防署119番に通報してください。

高齢者等の異変発見から連絡までの流れ

竹田市地域見守川隊







竹田商工会議所、九州アルプス商工会

異変を連絡

竹田市役所 高齢者福祉課 社会福祉課 竹田市地域包括支援センター

病気、けが、 事故等を発見 した時

緊急性が ある場合

通 軺







警察 110番

消防署 119番

連絡先

〇竹田市役所

高齢者福祉課(高齢者)

63-4809

社会福祉課(障がい者・子ども)63-4810

〇竹田市地域包括支援センター 64-0310

このような異変を感じたらご連絡ください。

- ①郵便物や新聞等の配達物が郵便受けや玄関等にたまっている。
- ②数日にわたって、日中カーテンが閉じたままになっている。
- ③数日にわたって、家の明かりがついたまま又は消えたまま
- ④住居の環境が劣悪になっている。(ゴミ屋敷等)
- ⑤使用料金の支払いが滞り、ライフラインが停められた状態
- ⑥徘徊の疑い、非行、怒号、激しい泣き声など、日常と明らか に異なる不自然な状態







